

平成22年度 事務事業評価シート（平成21年度実績分）

事務事業名	建築物構造計算適合性判定事業		部課コード	1713	予算事業科目	010801010332	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	都市建設部	部局長名(2次評価者)	海治 甲太郎		個別事務	全部	010801010332	-		
	担当部署	建築指導課	所属長名(1次評価者)	田原 恒男					-		
	電話番号	088-823-9470	E-mail	kc-171300@city.kochi.lg.jp					-		

1 事業の位置付け

予算科目(平成21年度)		高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け									
会計	01 一般会計	目標	01 A新しい価値を創造発信する都市	政策基本方針	創意工夫と活力に満ちた交流拠点にふさわしい都市空間の創出に向けて、求心力のある都市中心核の形成を図るとともに、良好な市街地の形成に努めます。						
款	08 土木費	政策	01 にぎわいの都市空間整備								
項	01 土木管理費	施策	05 その他の都市空間整備								
目	01 土木総務費	区分	01 その他の都市空間整備								

2 事業の根拠

法律・政令・省令	建築基準法第6条第5項	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等		
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	高知市内に建築する者									
意図	どのような状態にしていくのか	法定期限内の円滑な確認									
手段	事業実施体制等	専任の構造担当者による審査	事業開始年度	平成19年度							
			事業終了年度	-							
活動内容	どのような事業活動を行うのか	平成19年の法改正により厳格な審査が求められたことから、意匠・設備と構造を分担して審査することによって法改正に対応し、かつ円滑な事務を行う。									
成果指標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方							
	A	受付から適合判定送付までの処理日数	適合判定対象件数の内、受付から適合判定送付までの日数が21日以内で処理できた件数の割合								
	B										
	C										

4 事業の実績等

			19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	受付から適合判定送付までの処理日数	目標 80%	80%	80%	80%		
			実績 37.5%(6件/16件)	88.5%(31件/35件)	93.7%(15件/16件)			
	B		目標					
			実績					
C		目標						
		実績						
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	5,860	9,644	3,963	22,023		
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)	5,618	8,758	3,963		22,023
			一般財源 (千円)	242	886	0		0
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	15,150	15,150	15,150	15,150		
		正規職員 (千円)	15,150	15,150	15,150	15,150		
		その他 (千円)						
		人役数 (人)	2.02	2.02	2.02	2.02		
		正規職員 (人)	2.02	2.02	2.02	2.02		
		その他 (人)						
総コスト=①+② (千円)	21,010	24,794	19,113	37,173				
市民1人当たりコスト (円)	62	73	56		総コスト/年度末人口			
年度末住民基本台帳人数 (人)	341,544	340,695	339,714					

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

○平成19年6月20日の法改正により一定規模以上の建築物は構造計算について第三者機関の適合判定が必要となり、また厳格な審査が求められ軽微な不備以外の訂正ができず設計者や審査側にも混乱があり、確認まで長期間かかる物件があったが事前協議を行うことにより円滑な審査ができるようになった。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 27 日）

評価項目		評価基準		1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	3.0	建築基準法に基づく法定事務であり、法の目的とする「生命、健康、財産の保護を図り公共の福祉の増進に資する」は、市長マニフェストの「安心・安全のまちづくり」に合致する。経済状況によると思われるが申請件数は減少している。	
		B (3) 一部結びつく				
		C (1) あまり結びつかない				
		D (0) 結びつかない				
② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	C				
	B (3) 横ばいである					
	C (1) 少ない、減少している					
	D (0) ほとんどない					
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	4.0	受付前の事前協議を行うことにより申請図書等の整合性が図れ煩雑さも無くなり円滑な事務が行われている。	
		B (3) 概ね達成している				
		C (1) あまり順調ではない				
		D (0) 十分な成果を望めない				
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	A			
		B (3) 概ね妥当である				
		C (1) 検討の余地がある				
		D (0) 見直しが必要である				
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	5.0	構造計算適合性判定そのものは県知事又は県知事指定の第三者機関が行っているが、建築主事も構造の審査しなければならずその部分は法定事務であり外部への委託はできない。 意匠・設備と構造の審査を分担して行うことにより、細かな審査が行えるようになった	
		B (3) 行政主体が望ましい				
		C (1) 検討の余地はある				
		D (0) 十分可能である				
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	A			
		B (3) 概ね効率的にできている				
		C (1) 検討の余地がある				
		D (0) 十分可能である				
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	判断に苦慮する場合は課内において協議・調整を行っており公平性は高い。 手数料は申請者負担であり、判定機関の定めた手数料となっている。	
		B (3) 概ね保たれている				
		C (1) 偏っている				
		D (0) 公平性を欠いている				
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A			
		B (3) 概ね適正な負担割合である				
		C (1) 検討の余地がある				
		D (0) 検討すべきである				
総合点	17.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)			
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)			

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 29 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	建築基準法に基づく法定業務である。建築主事が担当する必要があり今後とも継続の必要性あり。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項